

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当該休日がとる翌日)  
當日の(当たる)

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十一月鳥取県条例第三十四号）  
第十三條第一項の規定に基き、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十九年十一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邦 次

## 三 次

### ◇告示 青少年に有害な図書類の指定

土地改良事業の認可申請の適否の決定（四件）

土地改良事業の認可

県道の区域の決定

県道の供用の開始

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

開発行為に関する工事の完了

鳥取県指定金融機関の店舗の名称等の一部改正

◇教委告示 教育委員会の招集

## 告示

指定番号	種別	題号	発行記号等	類別 表示された発行所名
1672	雑誌その他 の刊行物	夕暮れどき	E K— ル2	office JET
1673	"	フタトキヤマレー 隆次ズッボリ	H K— 1—E	キヨードー出版
1674	"	SUGAR 異常相姦	S G— 1—E	トライビジョン
1675	"	エロス・フォーカス 裏本 写淫	E F— I—E	株アップル社
1676	"	エロス・アップ VOL.96 股間姦し	E P— I—E	アップル社
1677	"	SEXY·EYES 女医の性器 性器婦合	S I— 1—E	株アップル社
1678	"	名器いじり 恵美子写真集	E K— コ7	アリス出版
1679	"	ふち込み女 少女人形	E K— サ0	アリス出版
1680	"	愛液乱舞 少女童夢	E K— サ2	キャラル出版
1681	"	フォトキッス 陰毛は濡れ、肉襞は開く	不明	キャラル出版

1682	"	本番やられる女 愛戯体験	E K- コ8	Do企画
1683	"	本番生捕入 花言葉	E K- サ1	Do企画
1684	"	Hintel Love Games NIGHT PET FOR YOU	HH- I-E	土曜出版新社
1685	"	WOMAN'S Press 女の下半身満載	ND- I-E	土曜出版新社
1686	"	ビデオスクランブル 最新裏ビデオ情報	VS- I-E	株ビケン
1687	"	トピックライナー 7月号 サマー ギャルはみだらな恋に燃える♪	雑誌 0676 7-7	ミリオン出版社
1688	"	トピックライナー 8月号 愛のし すぐくに潤むギャルズ・ボディ	雑誌 0676 7-8	ミリオン出版社
1689	"	秘蜜	H I- I-E	ロア出版
1690	"	RORO 女子高生オール図鑑	雑誌 0973 7-12	株辰巳出版
1691	"	セクシーアクション 12月号	雑誌 0551 3-12	株式会社サン出版
1692	"	漫画プラザ11月号増刊 Gals GO!!	雑誌コー ド 0781 4-11/15	株YOU
1693	"	問題写真 1984年12月 創刊5号	雑誌コー ド 1877 1-12	松文館
1694	"	漫画ローレンス 快楽12月号	雑誌コー ド 1838 7-12	株式会社総合図書

## 鳥取県告示第九百九号

田畠町土地改良区が行う土地改良事業（非補助事業阿毘緑地区維持管理）の認可申請について、審査した結果適切と決定したので、土地改良法（昭和三十四年法律第二百九十五号）第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定による告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和五十九年十一月二十七日

鳥取県知事 国尾 雄 次

I 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書及び定款の写し

II 縦覧に供する期間  
昭和五十九年十一月二十八日から四十一日間

III 縦覧に供する場所

田南町役場及び田野郡田南町生田六一九 田南町土地改良区事務所

IV 異議の申出  
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ねん。

## 鳥取県告示第九百十号

倉吉市農業協同組合が行う土地改良事業（農村地域農業構造改善事業尾田地区区画整理）の認可申請について、審査した結果適切と決定したので、土地改良法（昭和三十四年法律第二百九十五号）第九十五条第三項にお

いて準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和五十九年十一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十九年十一月二十八日から四十一日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

- 一 縦覧に供する書類
- 二 縦覧に供する期間
- 三 縦覧に供する場所
- 四 異議の申出

鳥取県告示第九百十一号

鳥取県告示第九百十二号

智頭町が行う土地改良事業（団体営ほ場整備事業奥富沢地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和五十九年十一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
  - 二 縦覧に供する期間
  - 三 縦覧に供する場所
  - 四 異議の申出
- 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

昭和五十九年十一月二十七日

## 二、縦覧に供する期間

昭和五十九年十一月二十八日から四十一日間

## 三、縦覧に供する場所

智頭町役場

## 四、異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第九百十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、西伯郡会見町鶴田三四一野

口勅雄ほか六人の者が共同して行う土地改良事業（非補助事業鶴田地区区画整理）を昭和五十九年十一月二十一日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和五十九年十一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第九百十四号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように決定したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和五十九年十一月二十七日から二週間鳥取県土木部

道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十九年十一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第九百十五号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次とおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和五十九年十一月二十七日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十九年十一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 路線名 区 間 敷地の幅員 (メートル) 延長 (メートル)

米子環状線	米子市陰田町九九一一地先から同町二三二一五地先まで	一四・〇～四八・五	二四一・〇
米子環状線	米子市陰田町九九一一地先から同町二三二一五地先まで	一四・〇～四八・五	二四一・〇

**鳥取県告示第九百十六号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から鳥取都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和五十九年十一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 次

**鳥取県告示第九百十七号**  
 次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

鳥取県知事 西 尾 次

昭和五十九年十一月二十七日

**一 開発許可の年月日及び番号**

昭和五十九年六月二十五日 鳥取県指令受米土維第三百九十五号

**二 開発区域に含まれる地域の名称**

米子市米原字大沢十

**三 開発許可を受けた者の住所及び氏名**

大阪市北区太融寺町二番二二号

ジャパンスマーリングサービス株式会社  
代表取締役 奥村隆亮**一 開発許可の年月日及び番号**

昭和五十九年九月二十五日 鳥取県指令受都計第二百九号

**二 開発区域に含まれる地域の名称**

米子市上福原字河端

**三 開発許可を受けた者の住所及び氏名**

米子市皆生六六

野口博司

**鳥取県告示第九百十八号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十九年十一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 次

**鳥取県告示第九百十九号**

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、昭和五十九年十二月三日から施行する。

昭和五十九年十一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第一号の表の株式会社山陰合同銀行の項中

河崎	河崎支店	米子市河崎
を	米子中央出張所	米子市角盤町二丁目

に改める。

河崎支店	米子市
------	-----

## 教育委員会告示

### 鳥取県教育委員会告示第十九号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十九年十一月二十七日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

一日時 昭和五十九年十一月二十九日（木）午前十一時十五分

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地 鳥取県教育委員会委員室

### 三 議題

- 1 昭和五十九年度末公立学校教職員人事異動方針について
- 2 その他